

令和6年会津美里町議会定例会10月会議

議事日程 第1号

令和6年10月28日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告(別紙のとおり)

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第17号 専決処分の報告について(町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について)

第4 報告第18号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第5 報告第19号 専決処分の報告について(町営住宅滞納家賃等の支払いを求める訴え提起前の和解について)

第6 報告第20号 専決処分の報告について(解散事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正について)

第7 議案第64号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第65号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
7番	小島裕子君	14番	根本剛君
8番	星次君	15番	根本謙一君
9番	渋井清隆君	16番	大竹惣君

○欠席議員（2名）

4番	山内豪君	6番	村松尚君
----	------	----	------

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
生涯学習課長	小林隆浩君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長	関本達君
兼総務係長	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和6年会津美里町議会定例会10月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
5番 長 嶺 一 也 君
7番 小 島 裕 子 君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第17号から報告第20号、議案第64号、議案第65号の計6議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和6年会津美里町議会定例会10月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第17号は、専決処分の報告についてであります。本件は、町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について申立てを行いました。調停が不成立で終了したため、専決処分したも

のであります。

次の報告第18号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年7月11日、町内永井野字宮前地内において、公用車を後進させる際、駐車していた車両に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金16万2,302円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第19号は、専決処分の報告についてであります。本件は、町営住宅滞納家賃等の支払いを求める訴え提起前の和解について申立てを行い、和解が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第20号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年10月9日に衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員総選挙に係る選挙経費について令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）を定めたため、専決処分したものであります。

次の議案第64号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、公文書の不適正な取扱いが起きた責任を取り、町長、副町長及び教育長の給料について減額するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第65号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）であります。本案は、橋爪地区内の農道橋梁PCB含有塗膜剥離再塗装工事において積算基準の変更に伴う不足分を増額し、またさきの委託料等の支払い遅延による遅延利息金を支払うため、併せて増額の補正予算を計上し、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億7,386万円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第17号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第17号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） おはようございます。それでは、報告第17号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書1ページ、2ページです。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停につきましては、令和6年7月12日、町営住宅入居者M氏に対し、滞納家賃等18万6,400円の支払いを求め、会津若松簡易裁判所に民事調停の申立てを行い、同年8月19日及び9月12日に調停が行われたところですが、相手

方が両日とも出頭せず、調停が不成立となったため、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年9月12日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点だけ伺います。

両日とも出頭せずというふうなことで調停不成立だったというふうになっております。その間のやり取りの経緯はどんなふうだったのでしょうか。ちょっとできにくい身体的なことがあったとか、何か理由があったと思うのです。この調停日以前のやり取りとそれ後のやり取り、どんなふうになっておるのか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

以前の場合につきましては、役場とのやり取りがあった上で、それが成立しなかった旨において調停にすることになったわけでございますが、調停時において2度ほどの出頭命令があったところでございますが、相手方については裁判所へ向かうための交通手段がなかったために、出頭を両日ともできなかったというふうに聞き及んでいるところです。それにて2回とも出頭しなかったということで、裁判所側としては不成立という方向に相なったところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。そうしますと、今後の対応としてはどのようなことになりま
すか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今後の方向といたしましては、明渡し請求の訴訟に踏み込むところ
ではございますが、それ以前に相手方との和解等の申出があった場合は、それに対して協議をしてい
く次第です。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第17号を終了いたします。

○報告第18号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

〔生涯学習課長（小林隆浩君）登壇〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） 報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和6年7月11日午前11時20分頃、町内永井野字宮前地内の宮川生涯学習センター駐車場内において、公用車を後進させる際に、公用車の後方に駐車していた車両に接触する自動車物損事故が発生いたしました。その後、令和6年9月19日、相手方でありますH氏と自動車物損事故に係る損害賠償金につきまして、16万2,302円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第18号を終了いたします。

○報告第19号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第19号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める訴え提起前の和解について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第19号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書5ページから7ページです。提出案件資料1ページ下段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。町営住宅滞納家賃等の支払いを求める訴え提起前の和解につきましては、令和6年8月23日、町営住宅入居者B氏に対し、滞納家賃等65万4,219円の支払いを求め、会津若松簡易裁判所に和解の申立てを行い、9月26日に和解手続が行われた結果、1点目としまして、相手方は町に対し、町営住宅に係る滞納家賃等に調停が成立するまでに納期限が到来した8月分家賃及び駐車場使用料1万7,200円を加えた合計67万1,419円を、今後分割して令和12年4月22日まで支払

うこととなりました。

2点目としまして、相手方が分割金の支払いを怠り、その額が4万円に達したときまたは今後家賃等の支払いを通算して3回以上怠ったときは、町は町営住宅の賃貸契約を解除することができることとしました。

3点目としまして、町営住宅の賃貸借契約が解除された場合は、相手方は直ちにこれを明け渡し、契約終了日の翌日から明渡しが終わるまでの期間、1か月につき家賃及び駐車場使用料の2倍の額を賃料相当損害金として支払うこととなりました。

以上の内容で和解が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年9月26日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第19号を終了いたします。

○報告第20号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、報告第20号 専決処分の報告について（解散事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第20号 専決処分の報告につきまして、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページ上段を御覧ください。本件は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）、衆議院議員総選挙に係る経費につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年10月9日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,964万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6,873万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開きください。歳入でございます。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金1,915万

2,000円の増額につきましては、衆議院議員総選挙事務委託金でございまして、今般行われました衆議院議員総選挙に伴い、増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金48万9,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため、増額するものです。

4ページを御覧ください。歳出でございまして、2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙費につきましては、歳入でご説明しましたが、今般行われました衆議院議員総選挙に伴い、1節の期日前投票管理者・立会人報酬から、5ページをお開きいただき、17節の庁用備品まで記載のとおり増額するものでございます。

説明は以上でございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 予算書4ページ、7節報償費におきます私有車利用謝礼についてですが、万が一その私有車利用中に事故が発生した場合の町の対応について教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

まず、私有車利用謝礼につきましては、投票管理者、投票立会人の方が各投票所から開票所まで投票箱の輸送をするためにお支払いしている謝礼になります、自家用車を出していただくということで。その際に万が一発生した場合についての事故につきましては、非常勤職員公務災害補償制度を活用して対応できることとしております。事前に立会人等氏名、承諾書も頂いておりますので、市町村職員共済組合のほうに登録をして対応しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、私有車の所有者が加入しております任意保険につきましては、影響は及ぼさないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 全てに対してこの保険制度が適用になるかという部分についてはあれですけれども、基本的には対応ができるものと考えております。ちょっと明確に答えられなくて申し訳ありませんが、全部が全部この保険で対応できるわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第20号を終了いたします。

○議案第64号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第64号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） 議案第64号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書10ページ、併せまして提出案件資料2ページ上から2段目、参考資料1ページを御覧願います。それでは、提出案件資料によりご説明をさせていただきます。この案件は、令和5年度における財務会計上の伝票処理等に係る一連の事務処理において不適正な事務処理が発生したことにつきまして、最高責任者等として責任を取り、町長、副町長及び教育長に支給する給料の月額を減額することについて町特別職報酬等審議会へ諮問し、その答申を受けまして所要の改正を行うものであります。

改正内容ではあります、令和6年11月支給の給料月額から、町長、副町長においては当該月額の100分の10の額を、教育長においては当該月額の100分の5の額をそれぞれ減額するものであります。

なお、施行期日については、令和6年11月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点お聞かせください。

この減額を算出した根拠的なことです。たしか過去にもこういう減額の改正の経験、私一度持っているのですが、それを参考にしながらというふうになったのか、どのようなことでこの10%、それから教育長が5%という額になったのか、お聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

まず、今回の減額の割合につきましては、参考として過去の減額の実績等も踏まえ、三役のほうに提案をし、最終的に決定されたのは町長、副町長、教育長で判断されたところでございます。なお、副町長につきましては最終決裁者ということで、100分の5の上乗せをするということで決定したところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 過去の事例では、率額は何%だったのでしょうか。

それから、2点目は、副町長が5%プラスになったというところですが、その理由はどういうことでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 過去の減額率につきましては、ケース・バイ・ケースでいろいろございます。町長におきましては、最大で100分の30というときもございます。事案によって変わってまいります。副町長にあっては、100分の20から100分の5という形で、事件等、理由等によって減額の率は変わってございます。

今回副町長にあっては、先ほども申し上げましたが、今回の最終決裁者、決裁責任者ということで、100分の5を上乗せするという判断に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 14番、根本剛君。

○14番（根本 剛君） 今回の条例改正案ですけれども、教育長の100分の5ですか、町長、副町長と同様に扱いをされなかった理由と根拠を教えてください。そもそもこれ、こども教育課の件でありますから、町長はじめ町のトップの三役の一人でありますから、その辺お聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 今回、教育長の減額につきましては100分の5ということで、教育長にあっては伝票関係の決裁権については基本的にないということで、この財務会計上の決裁権者は副町長が今回最高決裁者だということでございます。人事管理上、職員管理上の責任ということで、100分の5という形になったところでございます。

〔「いや、俺の聞いていない。質問に答えていないです。

町長と副町長となぜ同一の割合にしなかった、そのことを聞いているんですよ、私」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 根本議員、今の質問には答えていたと思いますけれども、教育長には決裁権がなかったということが理由だったということだと思っておりますけれども。また何か質問があれば許可しますけれども、ありますか。

根本議員。

○14番（根本 剛君） 決裁の権限はなかったとおっしゃいますけれども、そもそもこの不適切な会計処理15件の所管の長でしょう、教育長。そういった考えから考慮すれば、結構責任は重大だと思いますよ。ですから、私は聞いているのです。再度お聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、基本的な考え方として、今回の減額につきましては、町長100分の10、副町長100分の5、教育長100分の5ということのをベースに考えております。財務会計処理上の最

終決裁者として副町長が該当しますので、上乘せで100分の5、合わせまして100分の10としたところで、教育長については財務会計上の決裁権がない。人事権ということで、100分の5という形で判断させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○14番（根本 剛君） 最後に、教育長は今回の件に対して、去る全員協議会で町長はじめ謝罪を申し上げたのですけれども、この席で教育長の考えとか、反省の弁とかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 申し上げます。

今回の教育委員会事務局こども教育課におきます不適切な会計処理につきましては、管理監督者として、財務会計には明るくなかったということ差し引いても、重大な責任を感じているところでございます。以後ないよう、不案内なところも勉強しながら、管理監督に十分に責務を果たしてまいりたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ただいま総務課長より答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ございません。私の説明の中で「月額に上乘せをして」というお答えをさせていただきましたが、「月額から100分の5を減額する」ということが正しかったです。申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

[各議員投票]

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第65号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第65号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長に説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

[政策財政課長（渡部雄二君）登壇]

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第65号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料3ページ、4ページを御覧願います。

予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7,386万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開きください。歳入でございます。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金259万1,000円の増額につきましては、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業補助金でございまして、橋爪地区内の農道橋梁PCB含有塗膜剥離再塗装工事において、積算基準の変更による対象事業費の増額に伴い、補助金額を増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金252万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため、増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、5目弁償金1万2,000円の増額につきましては、令和5年度の委託契約及び修繕業務に係る15業務の不適正な事務処理のうち、13業務について遅延利息が発生したことに伴い、当該学部について求償するため、新たに予算措置をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管

理費、1目一般管理費、21節の損害賠償金につきましては、歳入でもご説明しましたが、令和5年度の委託契約及び修繕業務に係る15業務の不適正な事務処理のうち、13業務について遅延利息が発生したため、4事業者に対して利息の支払いを行うことから、1万2,000円の増額をするものでございます。

次の5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、14節の施設整備工事につきましては、歳入でもご説明しましたが、農道橋梁PCB含有塗膜剥離再塗装工事において、積算基準の変更により予算額に不足が生じることから、511万2,000円の増額をするものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 橋の塗料の話なのですけれども、提出案件名一覧のほうを見ると、議案内容のほうに剥離方法の見直しをしたとあるのですが、当初の剥離方法と変更後の剥離方法の違いについてと、併せて積算基準が変更したというところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのおたがしでございます。PCB含有塗膜剥離再塗装につきましては、施工方法の変更はございません。今回の見積りにつきまして、設計の段階で3社から見積りをいただいて設計をしております。今回の剥離塗装につきましては、標準の歩掛かりがございませんので、経費率算定につきましても見積りを改めて専門業者からいただいて設計をしております。その観点で、令和5年度の当初予算並びに今年度における実施設計の積算において経費率の変更があったものでありますので、今回の変更になったということであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） ごめんなさい。ちょっと私の理解不足なのですけれども、では剥離の施工方法は変わっていないけれども、積算基準は変更したということだと思のですけれども、その意味をもうちょっと分かりやすく教えてもらってもいいですか。ちょっと分からなくて。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのおたがしです。どのような定率で変更したのかということだと認識しております。実際令和5年度におきまして、予算見積り、業者さんから施工するのに見積りをいただいて予算計上しております。その中では、共通仮設費、これが37%、現場管理費につきましては約36%、一般管理費としましては約7%で計上してございました。しかしながら、令和6年度の実施設計において再度見積りをいただいたところ、共通仮設費が65%、現場管理費が約61%、一般管理費が18%ということで、この歩掛けにつきましては、経費率につきましてはもともと積算基準がございません。このため、見積りをいただいて、それによって積算を行うものであります。なので、令和5年度と令和6年度において、施工業者さんのほうからいただいた参考見積り、こちらのほうの

見積りの経費率が変更になったことにより、町のほうとしましては農林事務所と県の機関と協議をしまして、採択を受けて経費率を変更したものであります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会10月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時43分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 長 嶺 一 也

議 員 小 島 裕 子